

留監第84号
令和4年8月24日

留萌市長 中西俊司様

留萌市監査委員 益田克己
留萌市監査委員 村上均

令和3年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書の提出について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付
された令和3年度資金不足比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出しま
す。

令和3年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和3年度決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月18日から令和4年8月23日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、留萌市監査基準に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	資金不足比率	経営健全化基準	令和2年度 資金不足比率
港湾事業特別会計	— %	20.0 %	— %
下水道事業特別会計	— %	20.0 %	— %
水道事業会計	— %	20.0 %	— %
病院事業会計	— %	20.0 %	— %

(2) 個別意見

① 港湾事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、歳入歳出差引額が0円で資金不足はないが、この収支均衡は一般会計からの繰入金60,500千円により保たれているものである。

特別会計は、本来特定の収入をもって特定の歳出に充てる仕組みのものであるから、事業運営の一層の効率化と積極的な収入確保に努め、一般会計からの繰り入れは、必要最小限にとどめるよう努力することが求められる。

② 下水道事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、歳入歳出差引額が0円で資金不足は発生していない。

令和3年度は、単年度収支均衡となっているが、将来の設備投資など持続可能な下水道事業運営のために、一般会計との適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則に基づいた事業運営に努められたい。

③ 水道事業会計の資金不足比率について

流動資産は484,759千円、流動負債は279,791千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債261,053千円を除外）となり、差し引き資金剰余額は204,968千円となることから、資金不足は発生せず、指摘すべき事項はない。

④ 病院事業会計の資金不足比率について

流動資産1,596,587千円、流動負債852,293千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債562,746千円を除外）となり、差し引き資金剰余額は744,294千円となることから、資金不足は発生せず、指摘すべき事項はない。